亀岡市公告第116号

亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務について、公募型プロポーザル方式により 事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年12月17日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務

(2) 業務内容

本市の中学校昼食については、原則、家庭からの弁当持参としているが、家庭での 弁当作りの負担軽減や子どもたちに栄養バランスの摂れた食生活を考える機会を提 供するために選択制デリバリー弁当事業を実施しており、その日替わりメニューの 昼食弁当1種類以上を提供する。

なお、主食(米飯)は大盛り、主食なし(おかずのみ)が選択できるようにする。 弁当の注文数については、最大で1日100食程度を予測しているが、これは注文数を 確約するものではない。

(3) 業務期間

業務期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、実施日、配送及 び配膳時間は、亀岡市教育委員会と調整の上決定する。また、実施日数は、概ね200 日を予定している。

(4) 提供価格

1 食あたりの提供価格については、350 円 (消費税及び地方消費税を含む。)を上限に提案を受け付ける。また、主食(米飯)の大盛り価格は、30 円 (消費税及び地方消費税を含む。)の加算を上限に、主食なし(おかずのみ)については、下限を設けず提案を受け付ける。

2 その他

詳細は、亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務公募型プロポーザル実施要領による。